

第十三回国会 衆議院 地方行政委員會議録第六号

昭和二十七年二月七日(木曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事大泉 寛三君 理事河原伊三郎君

理事野村専太郎君 理事床次 徳二君

理事門司 亮君

門脇勝太郎君 吉田吉太郎君

鈴木 幹雄君 竹山祐太郎君

大矢 省三君 立花 敏男君

大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

總理府事務官(全 國選挙管理委員会 事務局長) 吉岡 惠一君

國家地方警察 本部次長 谷口 寛君

國家地方警察 本部長 中川 實治君

警視長(刑事部長) 武岡 憲一君

總理府事務官(地 方財政委員会事務 局財務部長) 委員外の出席者

專門員 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

二月六日 委員林百郎君辞任につき、その補欠

として立花敏男君が議長の指名で委 員に選任された。

二月六日 香焼村に地方財政特別平衡交付金交

付の請願(岡西明貞君紹介)(第四四 〇号)

地方財政平衡交付金増額に関する請

願(小澤佐重喜君紹介)(第四四一 号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第四四二 号)

事業税の課税標準税率改正反対等に 関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第 四四三号)

深堀村に地方財政特別平衡交付金交 付の請願(岡西明貞君紹介)(第四八 二号)

地方税法の一部改正に関する請願 (池見茂隆君紹介)(第五二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命 令に関する件に基づく警察関係命令の 措置に関する法律案(内閣提出第八 号)

地方自治に関する件

地方財政に関する件

派遣委員より報告聴取

○金光委員長 これより開会いたしま

す。法案の審査に入る前に、この際派遣 委員より報告を聴取することにいたし ます。すでに第一班、第二班の派遣委 員よりは報告を聴取いたしましたので、 第三班の報告を願います。吉田 君。

○吉田(吉)委員 私から第三班の御報 告を申し上げます。第三班は大矢委員 と私とで長橋専門員を伴ひまして、一 月十一日から愛知県、名古屋、愛知 県、豊田市の天白村及び幡山村などを調 査し、次に三重県、津市、鳥羽町な どを順次調査したのであります。

まず愛知県では、税収は本年度は昨 年度より二十二億二千万円増の七十九 億九千万円であり、国庫支出金は昨年 度より二千五百万円増の十九億円であ りますが、平衡交付金の方が昨年度十 五億円であったものが約十一億円の激 減で、わずか四億一千万円という次第 でありますこと、ルース台風の被害 が約二十億円あるのかかわらず、起 債の認証が昨年度の五億円に対し、本 年度はわずか三億円にすぎないといふ ような状況で、本年度の歳入、歳出の バランスがとれず、十二億五千万円の 赤字に相なるというので、支出面を極 度に抑えても、一般及び特別の平衡交 付金で四億六千万円程度を要求し、ま た公共事業関係で二億九千万円の起債 を要望し、かようにして純赤字は三億 七千万円程度に食い止めたいと申し上 げました。

次に三重県では、税収は昨年度より も四億八千万円の上昇で、十六億三千 万円と見込んでおりますが、過年度の 災害復旧費に多額を要するに、国庫 支出金は昨年度と同じ程度であるの で、歳入歳出のバランスがとれず、四 億八千万円の赤字は必至であるありさ めで、やむを得ず一般物件費の節約、 事業の繰越し等を断行するも、なほ純 赤字四億五百万円は繰上げ充用の方式 によるほかしかたがないと申し上げてお りました。

次に激甚なる戦災をこうむつた名古屋 屋市及び津市の財政状況を見ました が、ともに戦災の創痛なお見えない

ずというありさまで、庶民住宅の建 設、六三制学校及びその他の学校の整 備、ことに戦災復興事業等のため、多額 の一般財源の支出を余儀無くせられ、 名古屋市では四億五千万円の純赤字が 必至であり、津市では二千万円の純赤 字をどうすることもできない状態であ ると申し上げました。

次に愛知県天白村は人口一万余の大 村であります。同市の火葬場、墓地、塵 芥焼却場、結核療養所、さては不良浮 浪の少年及び少女の施設、二十六町歩 に余る公園地など、固定資産税のらち 外に置かれる土地建物が村内に存在す るので、百六十四万円に上る固定資産 税が入らないというありさまでありま す。しかしして本年度計画してある学校 の改築、国民健康保険事業関係の施設 等を中止しても、なお八十万円の純赤 字を生ずると申し上げました。

幡山村については申し上げます。本村 は人口五千五百人ばかりの小村で、しかも 全面積の六割五分ははげ山になつてお り、耕地はきわめて狭少で、一月当り 三反歩ないし五反歩の農耕地があるに すぎませんので、住民の相当多数は、 近接の瀬戸市の陶磁器関係の職人とし て、かせいでおりますが、村風は平和 で、部落もおの／＼純真で、納税成績 はきわめて上々であり、また道路関係 に奉仕する精神にも富んでおり、国民 健康保険の村営なども順調に運営せら れております。本年度の歳入歳出の模 様を見ますと、結局歳出が一千四百四

十万円程度であります。役場費の節 減によつて十八万円ほどの一応の赤字 をば、皆無にする自信のほどを当局か ら承つて参りました。

最後に鳥羽町の財政状況を申し述べ ます。鳥羽町は南海地震以来、年々地 盤が沈下し続けておりました。今日す でに町内三百戸は風浪の際に浸水して おる状態で、緊急対策として道路及び 住民について、適當なる対策が必要で あります。しかしこれに対しては町民 は負担に耐え切れないのみならず、町 としては税源の減退となるので苦慮し ておりました。しかし当町の生命は観 光事業でもあるので、観光施設、水道 施設等に多額の起債を要求し、昨年度 よりも相当多額の認証を受けたのであ ります。しかしして当町はさき申しまし た通りの事情から税額は減退するのみ ならず、町税の徴収歩合も六〇%とい う不良でありますので、一般財源から の持出しは、真に容易でないものであ りますが、本年度一般財源の支出を見ま すと、二十六年春のベース改訂等で百 五十万円余、ここに地盤沈下という災害 関係の公共事業で六百万円、道路関係 で四十万円、結核予防法の施行関係で 三十六万円、その他で総計三百三十万 円に及んでおる状況であります。しか して税収二千二十万円その他で歳入は 三千七十二万円にすぎないのに、当初 の計画した予算は歳出四千二百万円に 達しておりましたところへ、はからず も平衡交付金が昨年度よりも三百五十 三万円減の百六十五万円という僅少の

ため、当局は三百万円の時借入れをなしたほか、さらに物件費、単独事業費、公共事業費等において、大削減を断行し、歳入歳出のバランスを合せようとしたのであります。

以上で調査団体の財政概況を終りますが、ここに一言結論的なことを申し上げたいと存じます。申すまでもなく地方公共団体の様相は多種多様でありまして、一言に要約することはいかかかと思ひますが、大体県では税種の偏在という関係で、広く県民全般にわたる課税ができないので、行政と税制とが十分にマッチしないこと、税法が大体系には不利にできていること、また地方財政平衡交付金の算定において、特に県財政の大問題たる教育費の算定方が適正でないこと、また災害に追われるが、国の施策がきわめて不十分であることなどの事情が述べられたのであります。都市では六・三制整備、戦災復興事業、失業対策、その他社会及び労働対策、相次ぐ災害復旧対策のために、財政の危機に瀕している事情を述べられたのであります。町村でも六・三制の整備、災害復旧等が財政を脅かしていることを明らかにされました。しかし東市町村を通じ物価高による事務事業両面にわたる経費の激増、平衡交付金の交付額の大変動による地方財政の運営上の不安、国家施策に対する困の財源裏づけの貧困、起債認証の寡少など、苦情として熱心に訴えられた次第であります。

以上簡単に御報告を申し上げます。  
○金光委員長 ただいまの御報告に対する、何か御質疑なり御意見がございせんか。  
○立花委員 報告に対する質問というわけではありませんが、関連いたしました委員会としての考えをちよつと委員長にお聞きしておきたいのですが、きよりの委員会でも問題になりますのは、ボカによる銃砲刀剣等の政令の跡始末の問題が主たる問題だとせられておりまして、御出席になつておる政府委員の方々も、そういう関係の方はかたがたございしますが、今吉田さんの御報告によりまして、やはり地方の財政が非常に困窮をきわめておる。特に平衡交付金の減額、起債の削減等で非常に困つておるといふ報告が、はつきり出ておるわけでございますから、現在国会では予算委員会が進行いたしておりまして、その予算委員会が審議しております地方の予算では、平衡交付金が千二百五十億しか組まれていないように思ひます。この間いただきました資料では、千二百億というふうに見込みが書いてあつたのでございしますが、とにかく去年と絶対額がほとんど同じで、相対的に減つておるといふ形がはつきり出ておるのですが、地方財政の一層の困難をわれ／＼聞かしていただきますと、なおさら委員会としては、地方の財政の問題を今こそ取上げなければいけないのじやないか。片一方で予算委員会がそういう関係の国家予算を審議しております場合に、やはり委員会としても、十分その点を取上げべきじやないか。私どもが貴重な時間と費用を使いまして地方の調査に出かけますのも、また調査に出かけた結果、その結論がはつきり出ておるわけでありまして、これはやはり委員会の運営の上にも生かしていただくような運営をしていただきたい。その点で、委員長と

してどういふふうにお考えになつておられますか、ちよつとお聞きしたい。  
○金光委員長 立花君にお答えいたします。ちよつと立花委員は二、三日お休みでありましたけれども、その間もそのために引続きたたいたの御趣旨のよう内容において委員会を運営いたしておりました。前会も地方財政委員からおいでをいただきました。いろいろ二十七年年度の計画などのことを話しておつたのでございします。ただいま御発言の御趣旨に沿ひまして、十分委員会の運営に注意いたします。  
○立花委員 そういふふうによつていただいておりますことを言われましが、やはりこれは時期の問題があると思いますので、予算委員会の期間中に、やはり当委員会としても相当とまつた意見を提出していただくべきじやないか。そして今御報告ありましたような実情を、委員会としても改善の方向に具体的な努力を現わさなければならぬ、こう思つてございします。そのよう委員会運営をひとつお願いいたします。  
○金光委員長 資料など次々に各委員から御請求になりまして、その資料に基いて、次に説明を聞くようにいたしております。御趣旨の点は十分委員会の運営上気をつけることにいたします。  
ほかに御質問はございせんか。  
○金光委員長 それではさうにとりまはらいます。  
○金光委員長 次は地方自治に関する

件、地方財政に関する件の両件が一括して調査を進めることといたします。それではただいま御提出いただきました資料につきまして、武岡政府委員より説明を願ひます。  
○武岡政府委員 それでは昭和二十六年年度の平衡交付金の配分に関する資料を提出いたしましたから、その資料について御説明いたしたいと思います。  
昭和二十六年年度の平衡交付金の配分については、昨年の十月に一応仮決定をいたしましたのでございしますが、その後去る臨時国会におきまして、本年度の平衡交付金百億の追加が認められましたので、さらにその額を含めまして、このほど一般交付金の本決定をいたしましたのでございします。その状況につきまして御説明いたします。お手元の資料の総括表からごらんを願ひたいと思ひます。昭和二十六年年度の、今行方いたしました一般交付金の配付金額は総計で約千八百十億になるのであります。お手元の資料の上の欄、総括表の上段の左の方に決定額といふのがございします。そのうちABCのCのところは交付金という欄がございします。これが今回決定をいたしました。各団体に配付いたしました交付金の総額の欄でございます。その合計の額の欄が明けております。その数字を申し上げますと、千八百十億四百三十九万二千円と相なるのであります。この額は昭和二十六年年度の平衡交付金の総額千二百億円の九〇％に該当する数字でございます。すなわち、普通交付金として配分せらるべき交付金の総額に該当いたしますのでございします。去る十月に行はしたいたわゆる仮決定におきましては、二十六年年度の当初予算で御承認を

いただきました千億円の九〇％、すなわち九百九十億円を一応の目的として、これが配分をいたしましたのでございします。この算定の基準につきましては、各地方団体から算定の基礎として報告になりましたいたわゆる測定単位の基準数値が、私どもの方で当初予定をいたしておりました額に達しませんでした。したやうな関係もございまして、実際に交付金として決定いたしましたのは、予定の九百九十億円より約三十五億円ほど少い九百五十五億程度に相なつておつたのでございします。そこでその未配付になつておりました三十五億円と、追加予算で計上いたしました百億円のうちの九十億円、すなわち合せて百二十五億円を追加いたしました。今回の本決定を行つたやうな次第でありま。その算定の状況につきまして、ごく概略を申し上げますと、その下の欄に本決定をいたしました決定額及び昨年度、昭和二十五年年度の交付金の配分の決定額との比較をいたしてございします。その欄についてごらんを願ひます。まず仮決定に比べて交付金の総額は先ほど申し上げましたやうに、百二十五億円だけ上げておるのでございします。これはまた前年度、昭和二十五年年度に比較いたしますと、百五億円の増加に相なつておるのであります。府県市町村について区別をして見ますと、府県関係におきましては、今回の本決定におきまして、仮決定よりも約七十三億ほどふえております。市町村関係におきましては、大体五十一億ほどの増加に相なつております。去年に比べてすれば、府県関係が約百億、市町村関係では四億ばかりの増加ということになつ

ておるのであります。昨年に対比してみますと、府県関係に比へまして、市町村関係の伸び方が少ないような感じがいたすのでございますが、これはその表にもございませう、基準財政需要額におきまして、府県関係の方が市町村関係よりも相当多く、その財政需要の負担がふえておりました、その関係で需要額の増加が非常に多いのであります。去年に比へまして、府県関係の方は約三割の増になつておりました、それに対しまして市町村は合計いたしましてせいぜい一割程度、大体昨年程度の財政需要額ということになつておるのであります。さういふ関係で府県関係が昨年よりも約一割五分ほどの増加ということになつたのであります。市町村の中でこれを対比してみますと、大都市すなわち五大都市におきましては八億円の増、それから都市関係は、その他の一般都市におきまして約十三億、それへ増加をいたしておりますのであります。町村関係は九億ばかり減つておりました。その関係はその下の備考に書いておいたのであります。この表の作成の関係から申しますと、都市、市町村というものをそれぞれ各年、二十五年及び二十六年の四月一日現在をもつて算定いたしております関係から、二十五年の四月二日から二十六年の四月一日までの間に町村合併があつて市になつたり、あるいは市に吸収されたというふうな町村関係の財政需要額は、本年度におきましてはいずれも市の欄の中に計上されておるといふような関係で、町村関係の需要額というものが減つておるといふのが、一つの理由であります。いま一つは自治体警察の廃止、それ

に伴いまする財政需要額の減、それから社会福祉事務所の設置その他による社会福祉関係の財政需要額に比し、町村間の移動がございましたことは御承知の通りでございますが、それらによりまして、それへ増減がございまして関係から、町村関係が特減にございまして、さういふような関係でございまして、なおその各府県別等につきましまして、詳細にその表をお手元に差上げておきましたので、具体的な点はそれによつてひとつごらんを願いたいと思つてございませう。

なおその他の点は御質問によりましてお答え申し上げます。

○立花委員 ちよつと平衡交付金のことでお聞きしたい。根本的な点を簡単に伺つておきますが、地方財政委員会が今年二十七年度の交付金で内閣に勧告を出しました。それに対しまして内閣の方から、それじや多過ぎる、国の予算上それは計上できないから、勧告を修正しろという意見が、地方財政委員会に参りましたことは御存じの通りであります。さういふことは特に不可解なんです、地方財政委員会が政府並びに地方の資料に基いて、正當な勧告権に基いて勧告をした。それに対して内閣の方から、これはどうも多過ぎる、それじや減らさう、勧告を修正しなうかという手紙が来る。それに従つて、今度は地方財政委員会の方も勧告を減らす。これはどうしてもややおちよつとしかとれないのですが、こんなあり方ではないのかどうか。地方財政委員会の本質はそんなものなのか、勧告とはそんなに権威のないものなのか、さういふふうに考えられるのですか、しかもその往復の書簡の内容を見

ますと、何か政府は適當なことをやつてやろうと言つておるから、それに信頼して減らすのだというふうなお手紙を出しておるのですが、それじや何のために役所があるのかわからないと思ふのです。地方財政委員会とはそんなものなのか、そのところをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○武岡政府委員 簡単に答へたいと思ひます。御指摘のように、地方財政委員会におきまして当初勧告をいたしまして、実際には、二十七年度の平衡交付金大體千三百億ほど必要であらう、さういふ勧告をいたしたのであります。それに対しまして、内閣といたしましては本年度の国家財政の状況から、せいぜい予算に見込み得るのは千二百五十億程度であるというふうな御意見であつたのであります。その間の差は約五十億の問題でございます。この五十億の問題につきましては、結局交付金という形になるか、あるいはその形がその他のものでありまして、結局地方としての負担において、五十億程度の軽減が考えられますならば、全体の地方財政計画としてはつじつまが合うわけでございます。私どもの算定いたしました根拠から見まして、その五十億の始末がつけられるということでありませう、しつてこれを平衡交付金に求めなければならぬということもないと考えられるのであります。そこからは全体的な国家財政の御事情等もございませうから、ただ五十億の始末の問題につきましては、十分政府としても御考慮を願ひたいし、また地方財政委員会といたしまして、この

点の措置につきましては、今後とも具

體的の実現に努力して参りたい、かように考へておる次第でございます。

○金光委員 立花さんどうでしょう。今おただしの点は、前会かなり詳しく林さんから御質問になつたので、今大橋國務大臣が見えておるので、この次にまわしていただけないでしょうか。

○立花委員 もう一つ……。さういたしまして政府の方で地方財政の負担にならないような形で五十億減らし、平衡交付金で賚始末するといふはつきりと具体的な確約をおとりになつてさういふ措置をおとりになつたのか、それだけひとつ。

○武岡政府委員 内閣からはこの点について十分考慮するということ、はつきりわれへは伺つておるのであります。

○金光委員長 ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基き警察関係命令の措置に関する法律案を議題といたします。

前会に引続き質疑を続行いたしました。質疑を許します。床次君。

○床次委員 一つ伺いたしたいのですが、この取締令の運用に關しましては、終戦後と今日とは大分社会情勢も違つておりますが、法文が同じであります。運用せられる精神において、相当大きくかわつてはるべきものと思ふのですが、この点について大臣の本法に対する施行の精神を、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 御承知のごとく銃砲刀剣類等の取締りにつきましては、終戦直後におきまして、一度ポツダム命令が出たわけでございます。このポツ

ダム命令がさらにその後の国内情勢に即応いたしまして、法令の趣旨におきましても変更すべきものであるという考へのもとに、その後変更せられまして、今日及んでおるわけでございます。今日実施いたしておりますポツダム命令というものは、従いまして規定の内容におきまして、当初のものとは著しく異なつておる、また運用の趣旨におきまして、終戦直後の取締り方針とはかわつて来ておるわけでありませう。今後これを法律化するにつけても、現状のような方針をもつて進んで行きたいと存するのでございませう。もとより今後の情勢の変化に依りまして、運用の方針等につきましては、時々適切な考慮を加へべきものである、さういふことは、さういふことといたしましては、現在やつておりました方針によつて、これを運用いたして参りたい、さう考へております。

○床次委員 さういふ趣旨の御答弁でありまして、社会情勢の変遷に依りて、さういふふうな態度をかえて来られたか、あるいは今後かえて行くかという御趣旨があまり明瞭でない。これを明瞭にしていただければなかつたことではあります。なお本法の骨子になつております所持することにつきましては、文化財保護委員会の認定によりまして、美術品あるいは骨董品として認定をいただいたものは所持できることになつておりますが、さういふ認定等につきましても、これは従来より相当緩和してはるべきでありませう、さういふ点にからつておられるかどうかという点について伺つておきたいのであります。

○大橋國務大臣 運用の事情につきま

しては、政府委員から詳しく申し上げたいと存じます。

○中川(董)政府委員 たいだいま大臣から御説明がありましたように、終戦直後におきましては銃砲刀剣類等は、禁止を中心としたしまして法令が制定せられておつたのであります。昭和二十五年十一月からは、この禁止という考え方を、国内治安確保という見地に趣旨が変更されまして、人を殺傷するに足る刀剣類、銃砲等につきましては、所在を明確にしてその危険物の所持と、国民の危険感を防ぎ、こういう趣旨から非常に変更されまして今日の政令になつておるのであります。この運用につきましては、ことに刀剣類につきましては、文化保護委員会に登録する、登録さえすれば所持は自由である、こういうふうになつておりました。今日この状況に照しまして、文化財という概念を相当弾力的に運用する、こういうことに相なつておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○床次委員 本法の違反の件数を調べて参りますと、最近毎年大体平均化して来ているような状態でありまして、この内容がはたしていかなる内容になつておるか、治安確保という点においてこれだけの違反があるのか、あるいは従来の単に届出を怠つておるといふようなものがなお今日続いておるといふか、この違反の内容につきまして御説明をいただきたい。

○中川(董)政府委員 違反の内容につきましては、禁止令時代はもちろんのこと、取締令になりましたも、その当初におきましては、相当この政令によるところの犯罪は、起訴強制を受けて

おつた関係もありまして、相当きつくと申します。その禁止の趣旨に沿うた取締りが当初行われておつたのであります。その後文化財保護委員会等におきましては弾力的な登録が認められましたので、今日におきましてはその違反の点につきまして、刑罰の起訴につきましては、今後法律化されました上におきましては、起訴強制はございませんので、そういう危険物の危険性、それから当該関係人の動機とか、そういう点を十分勘案して取締られるようにと思ひます。

○床次委員 たいだいま違反の種類について詳しい御説明がないので、わからなかつたのであります。単にいわゆる家の家宝、美術物として登録を受けたものが、その後移動その他に關して意味においての違反が、この中に数えられておるかどうかという点が問題になるのであります。この点は、いわゆる不良の者が治安に害のある刀剣を新しくつくらして所持しており、そのために違反になり、ここに没収されておる。そういう件数が最近よけいになつておるかとも考えられるのであります。その点、社会情勢を反映するものでありますので、当局はこの法令を通過して、今日の社会情勢をいかうかに見ておられるか。この点を御説明願ひたいと思ひます。

○中川(董)政府委員 違反の個々の犯罪統計から申しますと、そういう見地に基く正確な調査をしていないのであります。今後におきましては、やはり法律化した後におきましては、普通の刑罰と同様いろいろな関係を考慮いたしまして、検査もいたし、起訴も行

われる、こういうふうな考え方を、たいだいま御説明の私の中し上げたことを、よく御理解いただかなかつたと思ひますが、治安に關係のない形式的な違反につきましては、あまり厳に失する取締りはすべきでない、むしろ法文そのものを緩和しても、いいのではないかと思ひます。この取締り状況が現在の社会的必要に合致しておるならば、この趣旨に合致することになると、非常に社会、国民に對しても迷惑な規定であると思ひます。御考慮いただきたい。さういふ趣旨に對しては、この点はひとつ十二分にありまして、この点はひとつ十二分に御考慮いただきたい。さういふ趣旨に對しては、本法の施行に當つていたならば、弊害は少いのであります。この点誤りがありますと、本法というものは国民に非常に迷惑を及ぼすものでありますから、この点特に大臣から、いかに御所見であるか明らかにしていただきたい。

○大橋國務大臣 床次君のお述べになりました運用の根本的趣旨の点につきましては、まづたく政府といたしましては、同様に存するのであります。この刀剣類取締法につきましては、御承知のごとき事情によつて、ポツダム政令が出ておりました関係上、終戦直後しばらくの間は形式違反といへども、假借なく起訴をするというふうな運用でございまして、これがためにきわめて気の毒な事案も少なくなつたのでござい

ます。しかしながらこれは行政的な取締りではございしますが、もとく故意に危険な刀剣類を違法に所持しておるといふところを取締るのが、この法規の精神であると考へますので、従来の家宝等をそのまま引続き所持

いたしておる、かようなものはたして一人の主観からいへば凶器であるというよりは、むしろ家宝であるというふうな考へで、これが凶器として取締られるということについての十分な認識を欠いておる。何ら他に危険なる意図もないというふうな事案におきましては、その実情に即座いたした寛大な措置をすることは、これは当然考慮しなければならぬことであると存するであります。政府といたしましては、檢察当局等ともよくこの点は打合せをいたしまして、御趣旨の運用の趣旨を確立いたしました。檢察当局においてもさういふ趣旨で今後取締りに當るといふようなことにはいたしていただきたい、かように存する次第であります。まことに御趣旨は同感でございます。さういふ運びにいたしたいと思ひます。

○門司委員 これは私、説明を聞かなかつたので、ちよつとお聞きしておきたいことは、直接この問題、法律をどうするかということではなくして、今までのこの問題の取締り方法が非常に苛酷な取締りをしたようでありまして、最近はまだ指導の面にかわつておるようであります。これはどういふわけでございましょうか。これはどういふわけです。従来苛酷に取締つたときには相当犯罪者を出しておると思ひます。それが最近、何か届出をせよというこ

とで、指導に乗り出しておる。ここに矛盾があると思ひます。これはどういふ関係でさういふことになつておる

○大橋國務大臣 実はこの刀剣類等についての取締りは、ポツダム政令によつて出ておりますが、終戦直後にお

る占領方針といたしましては、日本の武装解除に伴ひまして、民間に所蔵されております一切の武器を回収するといふことが眼目にあつたわけでありまして、それを有効に処理して参る上から、取締りについては非常に嚴重な取締り方針をもつて臨むことが、期待をされておつたわけでございます。その後占領当局におかれましては、日本国内の情勢についていろいろ新たる角度から御研究の結果、政令自体についてもその後において改正を行うよう指示があつたのであります。それでこの新しい指示に基きまして、現行の政令が制定せられたわけでありまして、また運用の方針といたしまして、その新しい指示の趣旨に沿つて実施をいたしておるわけでありまして、

○門司委員 私は今、時限法がどういふと法律のむずかしいことは知りませんが、現在の状態からいいますと、實際の毒な人があるのをごさいます。單にまき割の程度に使用しておつたのがその当時はひつつかつて、それが最近指導の方にかわつて来ておる。その当時見つかつた人は、おかしな形になつておるのであります。これがために気持の上からも實際上からも迷惑しておる人が相当あると思ひます。實際まき割に使用しておつたもの、兵隊さんの持つておつたごぼう剣までも、實際上には役に立たないが、形が刀である、長さが規格に合っていないからといふことから、処罰されておる者が相当あるのではありません。それが、先日ほどの大臣の説明では、関係筋の意向がかわつて来たといふことになつておるなら、それでいいのであり

ます、非常に迷惑をしておるそれらの者に対しては、もし処罰の範圍でこれを何とか考えてやらなければならぬといふようなものがあります。ならば、それについては何らかの方法で善処されるような御意思があるかどうか、お聞きしたい。

○大橋國務大臣 大だいま門司君のお述べになりましたことにつきまして、私も、私といたしましては同感に存じます。ちよと一面におきまして、講和の発効に伴いまして恩赦等の措置もあるのぢやないかと推察をいたしておるのでございます。検査当局に対しましては、従来の実情等を十分調査をいたしました上で、同情すべき事案が非常に多いといふような実例を得ましたならば、それを基礎にいたしまして、その際に法務当局に対して御研究を願うように、申入れていただくようにいたしたいと思つております。

○門司委員 これに関連してもう一つ聞いておきたいと思つておることは、警察予備隊との関係であります。これは直接警察予備隊のことを議論しようとは考へておりませんが、私どもの杞憂いたしましたことは、この法律で刀剣類が取締られる一面に——警察予備隊が軍隊であるとかないとか言つておられますけれども、これはおたまたましくかえるのであるかどうかを議論しているのと同じことでありまして、いずれおたまたましくは、かえることになるにきまつておるのであります。そういうことになつて参りますと、だん／＼軍國調が強くなつて、私は刀剣所持でなく、刀剣の製造が始まると思つて、こういうことが必ずしもないとはいへない。しかもそれはある程度武器の製造

というようなことが——今の警察予備隊は剣を持つてゐるか、鉄砲を持つてゐるか知りませんが、必ず私はどこかで行われることだと思つて。そういう禁じますと、一方では非常にやかましく禁じておるが、一方ではそういうものの製造がある程度許されて来る。そうなたつて参りますと、だん／＼武器が外に出て来る可能性が濃くなるはしないかと私は考へる。そういう面に対して、当局はどういうふうにお考えになつておるかということ、もう一つつてお聞きしておきたいと思つておることは、今日の国で当然武器の製造は禁止せられておると思つておるが、これは私の想像でありますので、はつきりはわかりませんし、あるいはここまですつては少し言い過ぎるかも知れませんが、進駐軍のおみやげ用だとか何とかいう刀が、どこかで製造されておることがありはしないか、そういう杞憂を私持つておりますので、そういう事実がありますか、お話を願つておきたいと思つておる。

○大橋國務大臣 予備隊においては、現在刀剣は武器として携帯はいたしておりません。しかし今後の問題といたしましては、あるいはそういう問題も予備隊自体において研究する必要があるかと心得ております。その際、またいろいろな角度から、十分この問題は研究したいと思つております。なお刀剣の製造というものにつきましても、現在法令において禁止をされておる、こころを得ております。

○立花委員 大橋國務大臣はなかくおいでになりませんか、ちよとお聞きしておきたいと思つておるが、警察予備隊と地方と非常に関係のある問題

がありまして、大橋國務大臣が予備隊——名前は保安隊とかわるかも知れませんが、これを募集する際に、自治体に責任を負わすといふような意味のことを発言なさつたことがありのうちに、新聞に出ておるのでございまして、そういう構想をお持ちかどうか、お持ちとすれば、その構想をひとつお聞かせ願ひたい。

○大橋國務大臣 今まで警察予備隊の隊員の募集について、町村長に何らかの仕事を頼みたいといふことを、私人にも申ししたことはございせん。もし私がそう申ししたことがあつたとすれば、それは明らかに誤りでありまして。しかしながら警察予備隊の事務当局といたしましては、さうな問題についても研究をいたしておる事実はあるかも知れないと思つておる。と申しますのは、今年中におきまして三万五千増員をいたすことになつております。これはまた新しく募集しなければならぬ。同時にちよと最初に募集いたしましたものは、二箇年の期間をもつて約束をいたして応募してらつておる。昨年募集いたしましたのは、一年間といふことで応募してらつております。すべての隊員が一応この十月ごろに満期に相なるわけでございまして。そこで当局といたしましては、これらの者のうちで、希望者は引続き隊員として勤めてもらいたいと思つております。しかしこの際にやめたいといふ者は、自由に退職を認めるほかはございせん。そういたしますと、その部分を補充しなければならぬ。それが大体少くとも三分の一くらいはありはしないか、そうすると、三万五千に三分の一の二万五千でござい

ますから、約六万程度の募集を今年中にはやらなければならぬまい、こころ考へておるわけでございまして。これはなかなか大量の募集でありますし、またこの募集についてはいろいろ手数もかかるものでございまして。また予備隊自体が全国的に適切な機関を、いまだ備へるに至つておりませんので、それについてあるいは町村長に何らかの御援助を願わなければならぬではなからうかといふことを、警察予備隊の事務当局として研究をいたしておるよう聞いております。しかしそれはまだまづたく研究の程度でございまして、どうしようといふ構想がまとまつておるわけではございません。

○立花委員 大だいまでも知事会議あるいは町村長会議等、米の供出が非常に問題になつておられて、政府は大分困られたやうでございまして、予備隊の募集となりまして、これはまたたく人間の供出、血の供出になつて来るわけでありまして。それを町村に割当てるというやうなことになるに参りまして、しかもただいま御説明になりました数字だけでも、六万人といわれまが、全国でいへば一町の町村でございまして、一町村に大体六名、大都市ではおそらくおやりにならないでしようから、町村ではおつとふえて来る。この血の供出が自治体に責任を持たされる、とんでもないことになると思つておるが、しかもそれより方法がないという見通しが確かにあると思つておるが、政府としても非常にお急ぎになつておるので、対策をお持ちになつておらないはずはないと思つておる。今お聞き願つた中でも、事務当局はそういう調査研究をやつておるらしいという

ことではございますが、できるだけその内容をお聞かせ願ひたいと思つておる。これは国民の非常な重大問題でございまして。自治体としても重大問題でございまして。ぜひ事務当局の調査の過程の程度でもお聞かせ願ひたい。

○大橋國務大臣 大だいま米の供出と同じように、血の供出とかあるいは人の供出をやるというお言葉でございまして、これは共産党諸君の独特の言葉つかいでありまして、特に問題とする必要はないかも知れませんが、私は予備隊員の募集は、自由で志願して参るその人たちの中から、試験の上採用したい。あくまで本人の自由意思による志願によつて採用をいたして行こう、こつちうなわけでございます。従ひまして多数の志願者の中で、政府といたしましては、どういふ方がはたして予備隊員として適當であるかどうかといふことについて、十分に調査することが非常に手数である。またそれを適當に処理いたしますみずからの機構も十分でございまして、たくさんある応募者の中から、市町村長がこれらの人々を適任者であるといふ御推薦でもあれば、その市町村長の保証される方を優先的に隊員として採用するやうな方法を考慮したらどうだろうか。そうすれば、町村長としては地元の方でございまして、平素から実情をよく知つておられますし、予備隊の隊員として本人の適格性、並びに家庭の事情等から申してまことに適任者である、こつちう御判断が容易ではなからうか。そういう点から、御推薦でもあれば、そういう方を優先的に志願者のうちで考慮すると

いうようなことは、これはわれ／＼の方で直接に調査をする手数を省くという上からいって、あるいは一方法ではあるまいかという意味で、調査をいたしておるわけでございます。でございませうから、各町村から必ず何人以上応募させるように努力してくれ、こいういうようなことをお願いいたしました、あるいはまたぜひとも責任を持ってこれだけは応募者を推薦してくれ、そういふふうなやり方をしようといふことは全然考慮してございませぬ。ただ多数の応募者のうちから、どの方を實際に採用することが適当かということを決定するに際して、町村長の推薦というものがある程度重きを置くといふことが、われ／＼の方の採用上の都合からいって、便宜ではないかという問題を研究いたしております。

**○立花委員** 調査なさつておると申しますと、どういふ問題について調査なさつておられるのか……

**○大橋國務大臣** そういう問題を調査いたしております。

**○立花委員** そいういたしますと、町村長が推薦いたします場合に、その者を予備隊の隊員として非常に適格だという判断を下します基準は、大体どういふふうなものをお考えになつておられますしうか。それは政府の方からお示しになるのか、あるいは町村長の権限でおやりになるのか、あるいは地方の議會で決定しておやりになるのか、あるいは国会でおきめになるのか、さういふ点まで少し詳しく御答弁いただきたい。

**○大橋國務大臣** そいういふ点を研究いたしております。

**○立花委員** その研究の過程でもけつ

こうであります。これはとにかくやり方によりましては、自分が適当でない、非常に行きたくないと考えておりましたも、知らない間に適当だと推薦されておりました、優先的に予備隊にひつぱつて行かれるといふことになりまして、たいへんな問題なんです、さういふ問題を研究なさつておるとおつしやれる段階でも、實際研究なさつておられるのでしうから、さういふ問題をどういふふうにご考慮さういふ程度でもけつございませぬ、さういふこと……

**○大橋國務大臣** 私は、共産党の諸君のおつしやる言葉が、われ／＼の使つた言葉と少し意味が違ふ、さういふことをさつき申し上げたのでございませぬが、また共産党の諸君は、われ／＼の使つておる言葉も、ほかの意味におとりになつておるのじやないかと疑問を保持したのですが、それはさつきも申し上げました通り、明らかに応募者の多数の中から、これ／＼が適任者ではないかといふことについての意見をお述べ願ふことが、あるいはわれ／＼の方の採用上の便宜ではないか、さういふ問題を研究して、さういふわけでございまして、それは本人が自由に応募された場合に、その中でだれをとるかといふことではございませぬから、その点についての御推薦を願つたらどうか、これが根本でございまして、お言葉にありました通り、本人の知らないうちに町村長の推薦でとられるさういふことでは、われ／＼としては当初から毛頭考慮してございませぬ。この点だけはひとつはつきり申しておきませぬ。

方あるいは政府の機関で、さういふ適格者だときめることはない、あるいは推薦することはないと断言なさいましたことは、ひとつ確認していただきたいませぬ。その場合、私ども非常に疑問に思ひますのは、この予備隊の欠員を募集なさつた場合、非常に成績が悪い、北海道では、一警察管区で大名しか応募しなかつたといふような形が出ております、また同じ條件にある西ドイツあたりでも、募集できなかった、徴兵制をやらうといふておられます。日本でも徴兵制の話が出ておられるわけなんです。大橋さんのお言葉でも、六万人といふような龐大な数をとらなければならぬといふことになつて参りますと、あなたのおいわれる自由志願で応募した者だけをとり、はたして行ける見通しなのか。応募者が六万人に満たない場合はおやめになるのか、六万人に満たない場合にはどうなさるのか、おそれらくこの六万人は絶対命令ださうと思つておるのですが、その場合、応募者がいないからほうつておくのだといふ形をおとりになるのか、その点まで聞かせていただきますと、單にやらぬといふだけでは安心できませんので、その点をひとつ明確にしてくださいませぬ。

**○大橋國務大臣** 昨年の募集は成績が悪いといわれまますけれども、われわれ政府といたしましては、また予備隊当局といたしましては、昨年の募集の成績はきわめて良好であつたといふ結論を得ておられます。さうしてまた定数募集いたしましたものが、それらの者の入隊後の成績といふものも、非常に優秀でございまして、今日では一昨年入隊いたしました者とあまり違わぬ程度まで、訓練が進んでおる状況でありませぬ。この点は、昨年は成績が悪いところが非常によかつたといふ点において、逆に驚いておる次第であります。政府といたしましては、今年も約六万程度の応募といふものは、必ず好成绩をもつて募集を終えるといふかたい確信を持つておられますので、そのときにもいふ必要は全然ございませぬ。

**○立花委員** 大橋さんはあまり数字をお調べになつていないのじやないかと申します。最初予備隊が募集された場合の募集人員に対する応募者のパーセンテージと、欠員を募集したときの応募者のパーセンテージとは、非常に率が高つておられます、予備隊の性格が非常に国民の目にも軍隊であるといふことが明確になつて参りまして、さういふ減つておられます。これは輿論調査にも現われておるところなんです、成績がよかつたといふことを強弁なさるのには、少し無理じやないかと思ひます。これは当面の問題でありませぬので省きますが、六万人集まる確信を持つておるといふことをいわれたのですが、では集まらない場合でも、強制的に町村への割当とか、あるいは徴兵制とか、その他の強行的な手段をとらぬかどうか、最後にこれをお伺ひいたします。

**○大橋國務大臣** 集まらないといふことは絶対にございませぬ。

**○立花委員** これはあなたの主観なんです、それは問題にならないと思ひますから、さういふ主観的なお答えしかで

旨かと思いますが、御承知のように、まだ行政協定というものが決定をいたしておりません。従いまして、いかなる地域に米軍の駐留のための施設ができるかということも、きまつておられない状況なんです。それで将来きまつた場合には、それらの施設に際しまして、その施設はいかなる用途に利用されるかということが、その施設の性格によつて明らかになるだろうと想うのです。その性格によつて明らかになつた場合に、地元としてどういふことを考究する必要があるかということ、その場合において研究すべき問題であるかと存じます。

○立花委員 基地がきまつてから考えたらいいんじゃないかとおつしやつたのですが、やはりきまつる前に考えておく方がいいんじゃないか。今きまつていないのは、どこにできるのかということと、きまつていないのでありまして、できるということとをきまつておるのだから、できることについて起つて来る問題については、当然やはり考えておいていただかなければいけないんじゃないか。きまつてから考えるというのでは、おそいんじゃないか、その際に、やはり地方には重大な義務も生ずるし、危険も生ずるし、負担も生ずるので、地方の意見なり、あるいは、少なくとも地方行政委員会の意見なりを聞いていただいて、行政協定に臨んでいただかないと、できてから君たちの意見を聞くのだというのでは、おそいんじゃないか。できることがきまつていないというが、できることはきまつているのです。安全保障協定に判をお押しになつた以上は、できることはきまつている、日本のどこかの自治体の

まん中にできるのですから、これはできることには間違いないので、今から当然これは考えておいていただかなければいけないと思つておるのです。そういう考へでもおそくないと思つておるのです。今から考へになる御意見はございせんか。

○大橋國務大臣 どういうところによつて、その施設がどういふことがきまつるのか、その施設によつてどういふ協力をしなければならぬかということとはわかりません。そこでわれわれの方は具体的にきまつらなければ、この問題は研究してみてもしかたがないと思つておる。

○金光委員長 先ほどの理事会の申合せもありましたから、あと五、六分程度にお願ひいたします。

○立花委員 どういうものができるとか、わかんないというが、結局軍事基地にきまつている。軍港か、航空基地か、キャンプか、できるものの性格は非常に新開に出ておられますように、もう駐屯軍は原爆の演習、それから細南島の演習までやつているので、しかもこの間立川では防空の演習までやつているのです。こういうことが全国的に起つて来るというところは迷惑なんです。それに對して何らのお考えも方針も持たないで、行政協定がきまつてから、そんなことはきめるのだというのでは、無責任もはなはだしと思つておる。どういふものができるとか非常にきまつておる。これはイギリスの例でもはつきりして、イギリスは国内にあるアメリアの原爆基地があるので、全國民の問題になりまして、この間チャーチル

がアメリカに行つて、トルーマンに会つて、イギリスにある原爆基地は、イギリスの承認なしには使わせないといふふうな、言質までつておるわけでありました。そういう外國の動きがあるにもかかわらず、日本ではそれを最初から無條件でやつて、それしてきてからひとつきめようじゃないかというのでは、これはまづたくも國民の利益を保護する政府とは、私考えられないのです。そういうことで、はたして行政協定を今後お進めになるのかどうか。ひとつ御返答願ひたい。

○大橋國務大臣 御承知の通り、行政協定はまだ始まつたばかりでありまして、そういう話が具体的に協定のとりきめの会合において問題になれば、その際に問題として、われわれの方としても研究をいたすことは当然でございませぬ。しかしその内容等につきまして、まだ申し上げる段階ではございませぬ。

○金光委員長 立花君に申し上げますが、治安関係につきましては、また別の機会に……

○立花委員 これが最後です。それでは大橋さんは、きまつてから考へるといふ言葉を訂正なさつて、行政協定の進行中において、その問題が行政協定において問題になれば、政府として意思をきめるといふふうな、態度を變更なさつたと承してよろしいのですか。それからその場合には、それでは政府はどうかという方針でその問題を処理されるのか。その政府の方針を決定される場合に、やはり地方自治体の意向を聞き、あるいは国会の意向、地方行政委員会の意向を聞いておき

めになるのかどうか、その点をひとつ……

○大橋國務大臣 まだその場合になつておりません。

○大矢委員 大橋さんはなか／＼お忙しいので、出る機会がないようです。この機会に私は簡単に二、三お伺ひしたい。

前に私は警察予備隊の件で、裝備は一体どの程度にするかということをお聞きしたところ、今アメリカさんにお聞きしたところが、今アメリカ軍の持つている小銃程度で、それ以外には持たないということをはつきりここで言われた、そこで私もそれを信用しておつたところが、ときならずして追撃砲を持つ、機関銃を持つ、私はこの間行つて見たところが、機関銃が三通りある、ずいぶんかかつておる。そこで私が聞きたいのは新聞紙の報するところによりますと、今度は二年間になるか年限はよくわからないのでありますが、中途退職、期間内にやめることはできない、それから期間を過ぎても、なお予備として召集に應ずる義務がある、さいせんから自由意思を尊重する、と言つておるが、これは一旦入つた以上はやめることができない、あるいは期間は過ぎておるが、召集に應ずる義務がある、召集に對してはただちに應じなければならぬという義務が規定される、ということをお聞きした。私は警察であるとか軍隊であるとか、そういう議論はしません、そういうことが実際に行われたとするならば、結局これは自由意思を尊重するといふことは、あるいはそのことを明らかにしないので応募して、その後において条件が違ふという、言いかえればわ

○大橋國務大臣 大矢さんにお答えをいたしますが、ただいま伝えられておられます自由退職の制限であるとか、あるいは退職後一定期間内召集義務を認めるという問題は、なお研究中に属する事柄でございまして、そういうふうにしよというふうなきめておることではございませぬ。そうしてまたかりにそれではそういうことにしようといふことになりまして、場合にございまして、すでにそういうふうになつていなく、すでにそういうふうになつていないときに応募して入つておられます、そういう一方の義務を課しようといふ考えは、毛頭持つておられないわけではございまして、それははつきりとして、それではならぬといふことにきまつたならば、法案の御審議をお願いいたします、その法案ができた後に、そういうことを承知の上で入つて来た人についてだけ、そういう義務を課する、こういう趣旨でございまして、従いまして入つたときの条件と、違ふじやないかというふうな迷惑を隊員の諸君

にかけるという事は、絶対あつてはならないと考えております。

○大矢委員 研究中であるということでありまして、私はこの問題はこれでおいておきますが、今議題になつてゐる刀剣、拳銃、銃砲ですか、このポ政令の廃止に對して、さらにこれを効力を発するような法律であります。これはおとといの本会議で決定いたしました、もし平和條約の効力が発効いたしましたとしても、その後なお百八十日間効力を有するといふ決定を見たのです。このポ政令に限つてのみこれを同じそのまゝ効力を発するようなものを出して来たところの経緯ですね。私は別に必要があれば先ほど門司君も問われたように、情勢もかわつて参りますし、別な法律をつくる、そういう方がいいのではないか、なぜ一体こういうことになつたか、そのことが一つと、それから従来すいぶん苛酷なただ火薬を所持しておつたというだけで、七年以下の懲役に処するといふような嚴重な法律がある。銃砲、火薬といふものは、従来非常に統制が嚴重になつておるのですが、それを生かせば足りるのではないか、なぜこの小さな、前にも問題になりましたが、十五センチの小さな刀劍までも取締らなければならぬか、こういうようなことは、必要ないのではないか、こういうことを考へるので、どうして一体このまゝ統制し、別に法律を出す意思がないか、どうしてこういうことを急いでしなければならぬか、それからいま一つは前の法律で十分足りるのではないか、こういうふうには考へるので、その点もひとつこの機会にお伺いしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 現在政令におきまして、銃砲火薬類取締法は廃止いたしております。従いましてこのポツダム政令が六箇月後に効力を失効いたしました、何らの取締りがないことに相なりますので、それで現在の段階におきましては、現在の政令の程度の取締りを引き続き実施する必要があらう、こういう趣旨で、この法案の御審議を願つておる次第でございます。なお将来の情勢に應じましては、取締りの方針をかへるなり、あるいはまた法規の内容をかへる方が適當であるという場合には、その際に十分に研究をいたしたのままで切れてしまつて、取締り不可能の状態になるという事は、治安上重大であると考えますので、これを引き続き法律として、現在の情勢の続く限り、取締りを継続したい、こういう趣旨でございます。

でもらつたり、いろ／＼なことで營業しておる人間が、多數あるのでございまして、この協定によつてもし軍事基地になつたときに、今まで自分たちが会社で營業しておつたのが、いつこれを引上げるかもしれないといふので、この四大軍港は非常に動搖を來しておるのですが、大橋さんの御存じの程度において、この四大軍港は、はたして軍事基地の中にあるか、御存じの点をここで詳細によつとお聞きしたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○大橋國務大臣 實は行政協定につきましては、岡崎國務大臣がやつておられました、私全然現在承知いたしておりませんので、どうぞあしからず。

○金光委員長 本日の質疑はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十六分散會

○大矢委員 これはほかの人でけつておりますが、この表によりますと、違反調査の件数の送致の中に二万六千四百七人とありますが、このうちで實際はどれだけ体刑なり罰金なりあつたのか、この点はわからないのですか。

○中川(董)政府委員 この調べましたものは、送致いたしました人員でございまして、その後裁判の結果どういふ判決を受けたかにつきましては、正確な調査は持つておりません。

○大矢委員 あとからひとつお知らせ願ひたい。

○大石(三)委員 大橋さんにちよつとお尋ねいたしますが、実はあの元の軍港でございますね。横須賀、吳、佐世保、舞鶴、この四大軍港に住んでおりますものは、元の軍港の土地を拂下げ